

# サービス管理責任者・児童発達支援管理 責任者研修の改定について

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の見直しについて

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、一定の実務経験の要件(注)を設定。  
 ※ 平成31年度から新体系による研修開始。旧体系研修受講者は令和5年度末までに更新研修の受講が必要(**令和5年度までは、すべての旧体系研修受講者が、更新研修受講要件を有す**)。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。長野県は、基礎研修及び実践研修について、サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者で分けて研修を行う。  
 ※ 共通の知識及び技術に加えて各分野等において必要な知識や技術については、新たに専門コース別研修を創設して補完。(来年度以降)
- **直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**する。

～平成30年度

サービス管理責任者  
実務要件  
児童発達支援管理  
責任者実務要件

相談支援従事者初任者研修  
講義部分の一部を受講(11.5h)  
サービス管理責任者等研修共通  
講義及び分野別演習を受講(19h)

サービス管理  
責任者  
児童発達支援  
管理責任者  
として配置

平成31年4月～

**【一部緩和】**  
サービス管理責任者  
実務要件  
児童発達支援管理  
責任者実務要件

**【改定】基礎研修**  
相談支援従事者初任者研修  
講義部分の一部を受講(11.5h)  
サービス管理責任者等研修**(統一)**  
研修講義・演習を受講(15h)

OJT  
一部業務  
可能

**【新規創設】**  
サービス  
管理責任者等  
実践研修  
(14.5h)

サービス管理  
責任者  
児童発達支援  
管理責任者  
として配置

**【新規創設】**  
サービス  
管理責任者等  
更新研修  
(6h)  
※5年毎に受講

(注)一定の実務経験の要件

- ・実践研修: 過去5年間に2年以上の相談支援又は直接支援業務の実務経験がある
- ・更新研修: ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等(管理者、相談支援専門員を含む)の実務経験がある又は②現にサービス管理責任者等として従事している

**【新規創設】** 専門コース別研修(任意研修)

# サービス管理責任者等の研修見直しに伴う経過措置及び配置時の取扱いの緩和等について

## 経過措置について

①旧体系研修受講済みの者について

サービス管理責任者等研修  
(旧体系) 受講

H31.4~(新体系移行)

施行後5年間(令和5年度末まで)は、更新研修受講前でも引き続きサービス管理責任者等として業務可能。

サービス管理責任者等更新研修  
※5年毎に受講

②基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者について

※令和元年~3年度の基礎研修受講者に限る

実務要件を満たしている場合は、基礎研修受講後3年間は、実践研修を受講していなくても、サービス管理責任者等とみなす。

<実務経験>  
相談支援業務5年  
(有資格者の場合は3年)以上  
もしくは直接支援業務8年以上

入職

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後3年間で  
2年以上の実務  
※基礎研修受講後に実務要件を満たした場合を含む。

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

## 配置時の取扱いの緩和等について

- 既にサービス管理責任者等が1名配置されている場合は、2人目のサービス管理責任者等としては配置可能。
- 個別支援計画原案の作成が可能であることを明確化。

<受講対象>  
相談支援業務3年以上  
(有資格者の場合は1年)以上  
もしくは直接支援業務6年以上

入職

相談支援従事者  
初任者研修  
講義部分

サービス管理責任者等  
基礎研修  
講義・演習

基礎研修修了後2年以上の実務

サービス管理責任者等  
実践研修  
講義・演習

サービス管理責任者等  
更新研修  
※実践研修修了後  
5年毎に受講

# サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修のカリキュラム

相談支援従事者初任者研修講義(現行)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5 h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2 h
	地域支援に関する講義	3 h
合計		11.5 h



相談支援従事者初任者研修講義(変更なし)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5 h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	2 h
	地域支援に関する講義	3 h
合計		11.5 h

共通講義及び分野別演習(現行)		時間数
講義	サービス管理責任者の役割に関する講義	6 h
	アセスメントやモニタリングの手法に関する講義	3 h
演習	サービス提供プロセスの管理に関する演習	10 h
合計		19 h

基礎研修(うち研修講義、演習部分)(見直し後)		時間数
講義	1 サービス管理責任者・児童発達管理責任者の基本姿勢とサービス提供のプロセスに関する講義	7.5 h
演習	2 サービス提供プロセスの管理に関する演習	7.5 h
合計		15 h

## 新設

実践研修		時間数
講義	1 障がい福祉の動向に関する講義	1 h
演習	2 サービス提供に関する講義及び演習	6.5 h
	3 人材育成の手法に関する講義及び演習	3.5 h
	4 多職種及び地域連携に関する講義及び演習	3.5 h
合計		14.5 h

更新研修		時間数
講義	1 障がい福祉の動向に関する講義	1 h
講義・演習	2 サービス提供の自己検証に関する演習	5 h
	3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義及び演習	7 h
合計		13 h

※ 実践研修は令和3年度より実施

※1 更新研修については、平成31年度から実施  
 ※2 当面は1及び2のみの実施でも可とする